

○大船渡市子ども・子育て会議条例

平成25年12月17日

条例第38号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、大船渡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和2年12月18日条例第40号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。